2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナを**まず確認！**

➡ **誤っている場合**は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】
フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→

法務省
MINISTRY OF JUSTICE